



様式第2号(第5条関係)

美馬市指令第 10 号
令和2年12月15日

一般廃棄物再生利用業指定証

香川県観音寺市大野原町福田原241番地1
株式会社 パブリック
代表取締役 三野 輝男 様

美馬市長 藤田 元治



令和2年12月9日付けで申請のあった一般廃棄物再生利用業については、美馬市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第5条の規定により、次のとおり指定したことを証する。

| | | |
|---------------------|--------------|---|
| 事業範囲 | 事業の種類 | 再生輸送 |
| | 取り扱う一般廃棄物の種類 | ①事業所から排出される生ごみ、動植物性残渣 ②事業所から排出される紙、木、繊維 ③国・県の管理地から発生する草木等 ④事業所から排出されるビン、缶、ペットボトル等 |
| 再生活用の目的 | | 堆肥化及び燃料、堆肥副資材として利用する。 分別した有価物を販売する。 |
| 再生活用により得られる有用物の利用方法 | | ①発酵乾燥させ、堆肥原料として利用する。 ②選別又は固形燃料化を行い、リサイクル又は燃料として利用する。 ③破碎し、燃料又は堆肥副資材として利用する。 ④分別した有価物を販売する。 |
| 廃棄物の処理場の所在地 | | 裏面のとおり |
| 指定期間 | | 令和 3年 2月 1日から 令和 5年 1月31日まで |
| 指定条件 | | |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>廃棄物の処理場の 所在地</p> | <p>①有限会社丸亀リサイクルプラザ まんのう工場 香川県仲多度郡まんのう町大字炭所東字山畑524番 地8</p> <p>三豊オーガニックステーション 香川県三豊市高瀬町佐股字西谷乙356番2、乙356 番6、乙356番7、乙356番8</p> <p>株式会社MCS 香川県高松市西植田町字廣間6882番1、6883番 1</p> |
| | <p>②③株式会社パブリック 本部事業所 香川県観音寺市大野原町福田原字山原241番地1</p> <p>③株式会社パブリック 三豊工場 香川県三豊市財田町財田中字吉田4704番</p> |
| | <p>丸亀事業所 香川県丸亀市土器町北二丁目16番、17番2、17番 5</p> |
| | <p>④株式会社パブリック 吉野川営業所 徳島県吉野川市鴨島町牛島1905番地</p> |
| | <p>④株式会社パブリック みよし営業所 徳島県三好郡東みよし町昼間字谷288-1</p> |